令和3年9月1日 資料No.6 保健福祉常任委員会

保育課

港区保育利用調整基準及び認定期間の一部改正について

保育利用調整基準については、社会状況の変化を踏まえて、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平、公正に保育園の入園調整ができるよう、毎年改正を行っています。

令和4年度の保育利用調整基準及び認定期間について、より適切な入園調整等の 実施を図るため、調整指数、優先順位及び出産事由の認定期間の一部を改正します。

- 1 港区保育利用調整基準及び認定期間の一部改正の概要について
- (1)調整指数に「求職活動又は就労内定の状態で、内定発表日の属する月以前の3 か月以内にひとり親となった場合」を新設

内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となった保護者は、求職活動を行う場合や就労内定の場合に、一時的に保育の必要性が高まることから、新規入園申請について調整指数を加算(+3)することとします。

(2) 調整指数8、9の「転園を希望する場合」の減算を廃止

転園が容易になることで、現在よりも保護者の希望に沿った選択が可能になるとともに、新規入園申請時の内定辞退を抑制するため、調整指数8「港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園又は認定こども園への転園を希望する場合」(-1)及び調整指数9「番号8以外の転園を希望する場合」(-2)を廃止します。

(3)優先順位3「疾病世帯」と優先順位4「心身障害者世帯」を統合し、優先順位4「心身障害者・疾病世帯」を設定

「疾病世帯」と「心身障害者世帯」の優先順位は同等と考えられることから、「心身障害者・疾病世帯」に統合します。

また、現在、優先順位3及び4は、保護者の保育が必要な事由が疾病、障害の場合に適用していますが、改正後は、保育が必要な事由が就労など、疾病、障害以外であっても、保護者等が身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合に、優先順位4を適用します。

(4)優先順位11「新規入園申込みの世帯」を優先順位2に変更

保育の実施が確保されている転園希望者に対して、新規申請者は、保育の必要性がより高いことから、優先順位11「新規入園申込みの世帯」を優先順位2に引き上げます。

(5)優先順位14「港区保育室から認可保育園への転園である場合」を削除

(2)において、転園する場合の調整指数の減算を廃止し、転園を容易にするため、認可保育園と同等の保育を実施する港区保育室からの転園を優先することは均衡を欠くことから、優先順位14「港区保育室から認可保育園への転園である場合」を削除します。

(6) 多胎児の妊娠にかかる認定期間の変更

出産事由の認定期間について、多胎児の妊娠は母体への負担が大きく、産前休暇の期間も通常より前倒しとなっていることから、認定期間を単胎児の妊娠より2か月長くします。このことにより、「出産予定月の4か月前から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末まで」保育園に在園することができます。

2 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月1日 保育園入園のごあんない(令和4年度版)のホームページ掲載

10月下旬 保育園入園のごあんない(令和4年度版)の配布

12月初旬 4月入所(一次)申込み締切

令和4年 1月上旬 4月入所(一次)申込み(2回目)締切

1月下旬 4月入所(一次)内定発表

2月中旬 4月入所(二次)申込み締切

3月上旬 4月入所(二次)内定発表

港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

父 基準指数 + 母 基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

(注)ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に 20 を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の 合計指数とします。

(1) 基準指数

番	保護者の状況			基準		
号	保育が必要な事由			細 目	指数	
				1日8時間(週40時間)以上の就労を常態としていること	20	
		就労	週5日以上 の就労	1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14	
			週4日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11	
			週3日以上の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14	
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11	
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8	
1	就		上記に該当した	上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること		
'	労		週5日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14	
		就労内定		1日6時間以上8時間未満の就労内定	11	
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	8	
			週4日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	11	
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	8	
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	5	
			週3日以上の就労内定	1日8時間以上の就労内定	8	
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	5	
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	2	
			上記に該当し	ないが、月48時間以上の就労内定	2	
2	出	産	出産(出産予定	定日を含む月の2か月前から認定期間満了日まで)	12	
	疾 病		入院(入院予定	定者を含む)	22	
3			疾病 居宅内療養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患	20	
				常時安静を要する	14	
				一般療養	11	
			身体障害者手帳1~2級、愛の手帳1~3度、精神障害者保健福祉手帳1~3級		20	
4	障	害	身体障害者手	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		
			身体障害者手	帳4級	8	

			W	1日8時間以上の介護・看護	17
	介護·看護		週5日以上の 介護·看護	1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			ЛЮНЮ	1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
			週4日以上の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
5				1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
				1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
			週3日以上の 介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
				1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
				1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求	職	求職活動のため	、外出を常態としていること	2
		就学	週5日以上の 就学	1日8時間以上の就学	17
	就学			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			週4日以上の 就学	1日4時間以上6時間未満の就学	11
				1日8時間以上の就学	14
				1日6時間以上8時間未満の就学	11
7				1日4時間以上6時間未満の就学	8
,			週5日以上の 就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
				1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
		就学		1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		内定		1日8時間以上の就学内定	8
			週4日以上の 就学内定	1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
				1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧		火災等による家	屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20
9	その他		前各号に掲げる	もののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育	2~22
פ			が必要と認められる場合		

≪注意事項≫

- ① 基準指数は、保護者の保育の必要な事由により決定します。
- ② 事由が2つ以上ある方は、指数が最も高い事由のみで判断します。
- ③ 研修医等は就労とみなします。
- ④ 基準指数は、常態としている日数や時間で判断します。 週によって日数が少ない、日によって時間が短い場合は、少ない日数、短い時間で判断します。
- ⑤ 保護者が保育をできない時間で判断するため、就労時間は休憩時間を含めた時間で判断します。 ただし、居宅内就労の場合は実労働時間とし、休憩時間を含みません。
- ⑥ 産前産後休業又は育児休業から復職予定で申請の場合、保育が必要な事由は就労となります。
- ⑦ 産前産後休業、育児休業取得前と復職後の勤務日数、時間に変更が無い場合は休業取得前の勤務時間で判断します。
- ⑧ 復職後に育児短時間勤務制度により1日6時間以上の勤務又は1日2時間までの勤務時間を短縮する場合は、正規の勤務時間で判断します。左記に該当しない育児短時間勤務制度を利用する場合や勤務時間を変更する場合は、復職後勤務時間で判断します。
- ⑨ 入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で基準指数を判断します。
- ⑩ 勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断します。なお、入園内定後であっても申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合は、内定が取消しになる場合があります。

(2)調整指数

新設

【新】

	【新】		
番号	条 件	調整指数	
1	生活保護受給世帯	+8	
2	両親ともに不存在(死亡・拘禁・行方不明等)の世帯	+8	
3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯(ひとり親世帯は除く)	+3	
4	新規入園希望のひとり親世帯	+2	
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園希望の申込児童に限る)	+2	
5	※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2	
	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹(卒園・退園予定児を除く)が在籍している	+1	
6	世帯(新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る)		
	※既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現		
	在園若しくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。		
7	双子以上の申込みである世帯(新規入園希望の申込児童に限る)	+1	
	 求職活動又は就労内定の状態で、内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となっ		
<u>8</u>	<u>た場合(新規入園希望の申込児童に限る)</u>	<u>+3</u>	
9	│ │ 自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1	
	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合	-1	
<u>10</u>	 ※同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)		
	を受けている児童、入所申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。		
	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者		
<u>11</u>	※退職した就労先の離職票等を提出し、1か月以内に同程度の勤務条件で就労継続が証明された場合は適	-2	
	用しません。父母それぞれに適用し、内定発表日の属する月の1日で判断します。		
<u>12</u>	勤務実績と収入実績に整合性がない者 ※父母それぞれに適用します。	-3	
	自宅での自営で子どもを見ながら就労している世帯		
<u>13</u>	※申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間(居宅外での就労時間、他の人が保育	-3	
	している間の就労時間など)のうち、前者が多い場合に適用します。		
<u>14</u>	自宅又は被介護者の自宅で要介護3~5、身体障害者手帳1~2級若しくは愛の手帳1~2度の	+3	
	親族を介護・看護している世帯 ※「保育が必要な事由」が介護・看護の人に適用します。		
<u>15</u>	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3	
<u>16</u>	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3	
<u>17</u>	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9	
<u>18</u>	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者を含む)	-20	
	※内定発表日の属する月の1日で判断します。		
<u>19</u>	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること) 	+6	
	している者		

【旧】

	番号	条 件	調整指数
	1	生活保護受給世帯	+8
	2	両親ともに不存在(死亡・拘禁・行方不明等)の世帯	+8
	3	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
	4	新規入園希望のひとり親世帯	+2
	5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園希望の申込児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2
	6	第一希望の認可保育園又は港区保育室等に兄弟姉妹(卒園・退園予定児を除く)が在籍している世帯(新規入園希望の申込児童で当該園の選考に限る) ※既に在園している兄弟姉妹が転園を申請している場合、新規申請児童の第一希望園が転園申請児童の現在園若しくは第一希望園と同園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
	7	双子以上の申込みである世帯(新規入園希望の申込児童に限る)	+1
削除	8	港区保育室又は地域型保育事業から、認可保育園又は認定こども園への転園を希望する場合 ※同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。 また、居宅訪問型保育からの転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。	-1
削除	9	番号8以外の転園を希望する場合 ※同一世帯の児童が異なる園に通園しており、兄弟姉妹が在園している園に転園を希望する場合は適用しません。 また、居宅訪問型保育からの転園の場合、卒園による転園の場合は適用しません。	-2
	10	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
	11	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号) を受けている児童、入所申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	-1
	12	就労しているが3か月以上の勤務実績が認められない者 ※退職した就労先の離職票等を提出し、1か月以内に同程度の勤務条件で就労継続が証明された場合は適 用しません。父母それぞれに適用し、内定発表日の属する月の1日で判断します。	-2
	13	勤務実績と収入実績に整合性がない者 ※父母それぞれに適用します。	-3
	14	自宅での自営で子どもを見ながら就労している世帯 ※申請児童を保育しながらの居宅での就労時間と、その他の就労時間(居宅外での就労時間、他の人が保育 している間の就労時間など)のうち、前者が多い場合に適用します。	-3
	15	自宅又は被介護者の自宅で要介護3~5、身体障害者手帳1~2級若しくは愛の手帳1~2度の 親族を介護・看護している世帯 ※「保育が必要な事由」が介護・看護の人に適用します。	+3
	16	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
	17	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
	18	港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯	-9
	19	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者を含む) ※内定発表日の属する月の1日で判断します。	-20
	20	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること) している者	+6

(3)優先順位

【新】

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

ı		旧数と調金相数のロゴが円一の場合、人の順位をもとに調金しより。
	番号	条 件
	1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
更到	<u>2</u>	新規入園申込みの世帯
	<u>3</u>	ひとり親世帯
		心身障害者·疾病世帯
充合		※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合、または身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健
л ப	<u>4</u>	福祉手帳3級以上、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合に適用します。申込児童又は同居児童に障害(手帳
		相当)がある場合も含みます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで
		<u>ॅं इं.</u>
	5	就労世帯
		※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
		就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い
		世帯
	6	※保護者の「保育が必要な事由」が「就労」に該当する場合に適用します。港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機
		期間が6か月以上必要です。「6か月」は内定発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断し
		ます)
	7	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
	8	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込む場合
		※退所月から1年以上経過している場合に限ります。再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
	9	同居の児童が同時申込みの世帯
	10	養育している小学生以下の児童の数が多い世帯
		保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しく
	<u>11</u>	は看護師として就労することが内定している場合
		※1年以上勤務する場合に限ります。
	<u>12</u>	居宅訪問型保育事業から認可保育園等への転園である場合
	<u>13</u>	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
		港区に在住している年数が長い世帯
	<u>14</u>	※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時
		移転の期間も居住期間に含みます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登
		録をしている者に限ります。)を適用します。

【旧】

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

	番号	条件
	1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
	2	ひとり親世帯
	3	疾病世帯
		※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用します。
		心身障害者世帯
_	4	※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用します。申込児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含
		みます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
	5	就労世帯
		※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
		就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い
		世帯
	6	※保護者の「保育が必要な事由」が「就労」に該当する場合に適用します。港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機
		期間が6か月以上必要です。「6か月」は内定発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断し
-		ます)
	7	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
	8	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込む場合
		※退所月から1年以上経過している場合に限ります。再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
	9	同居の児童が同時申込みの世帯
	10	養育している小学生以下の児童の数が多い世帯
-	11	新規入園申込みの世帯
		保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しく
	12	は看護師として就労することが内定している場合
		※1年以上勤務する場合に限ります。
	13	居宅訪問型保育事業から認可保育園等への転園である場合
除	14	港区保育室から認可保育園への転園である場合
	15	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
		港区に在住している年数が長い世帯
	16	※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時
		移転の期間も居住期間に含みます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登
		録をしている者に限ります。)を適用します。

.